

◆マイナンバーカードをなくしても安全ですか？



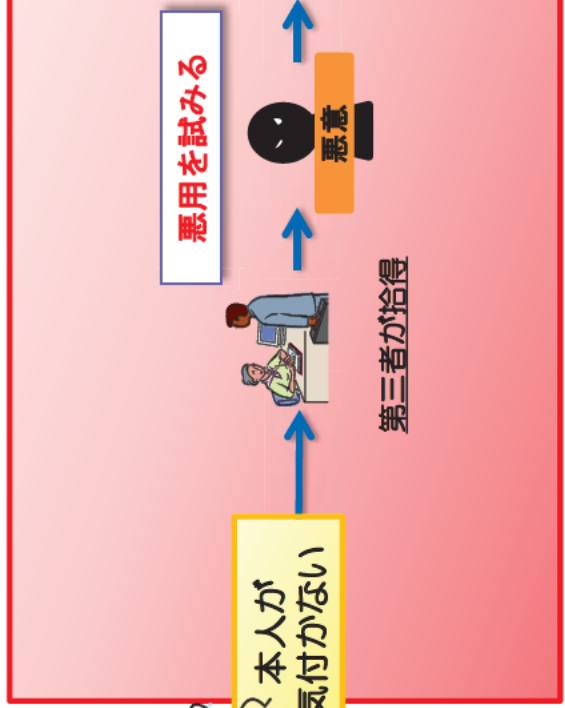
セキュリティ対策により悪用困難

顔写真付きであることに加え、ICチップには**プライバシー性の高い個人情報**は記録されない

アプリ毎に異なる**暗証番号を設定し**、入力を一
定回数以上間違えるとカードがロック

ICチップは偽造を目的とした不正行為に対する耐タンパー性を有する

※タンパー (tamper) 「干渉する」「いじくる」「いたずらする」「勝手に変える」の意



マイナポータルとは

- マイナポータルとは、国民等が利用者となり、国、地方公共団体、医療保険者などの行政機関などでの**自分の情報の利用状況や情報自体の確認**、**行政機関などからのお知らせの確認**ができるほか、**民間事業者による送達サービス**や**社会保険料・税金などの公金決済サービス**等とのシステム上の連携の検討も進められている、官民のオンラインサービスをシームレスに結び、拡張可能性の高いインターネット上の**WEBサービス**です。
- マイナポータルについて、平成29年1月16日よりアカウント設定や国税庁のe-Taxとの認証連携等を開始いたしました。
- 現時点で、マイナポータルで提供される具体的なサービスは以下を予定しております。

- ・ログイン前画面はこちら ⇒ <https://myna.go.jp>
- ・概要はこちら ⇒ <http://www.cas.go.jp/seisaku/bangoseido/myna-portal.html>

- ＜利用のために必要なもの＞
- ・パソコン
- ・マイナンバーカード
- ・ICカードリーダー/データ



A 情報提供等記録表示 (やりとり履歴)

あなたの個人情報や、行政機関同士がやりとりした履歴を確認することができます。

B 自己情報表示 (あなたの情報)

行政機関等が保有するあなたの個人情報を検索して確認することができます。

C お知らせ

行政機関等から配信されるお知らせを受信することができます。

D 民間送達サービスとの連携

行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができます。

E サービス検索・電子申請機能 (びったりサービス)

子育てに関するサービスの検索やオンライン申請 (子育てワンストップサービス) が可能となります。

F 公金決済サービス

マイナポータルのお知らせからネットバンキング (ペイジー) やクレジットカードでの公金決済が可能となります。

G もっとながる (外部サイト連携)

外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能になります。

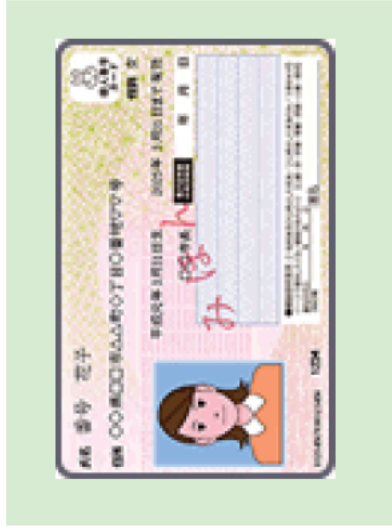
マイナポータルの利用者フォルダ（アカウント）設定

利用者がマイナポータルを利用するためには、以下の準備が必要になります。

1

マイナンバーカード

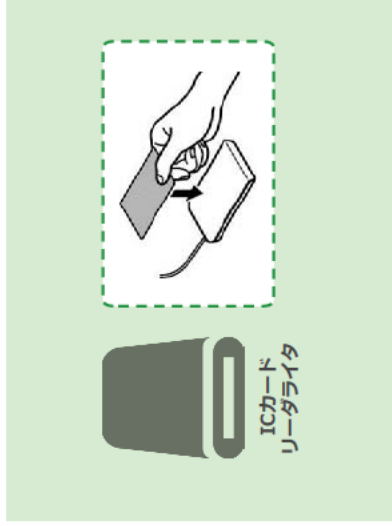
- マイナンバーカードは、マイナポータルにログインする際の本人認証を行うために必要となります。



2

ICカードリーダーライター

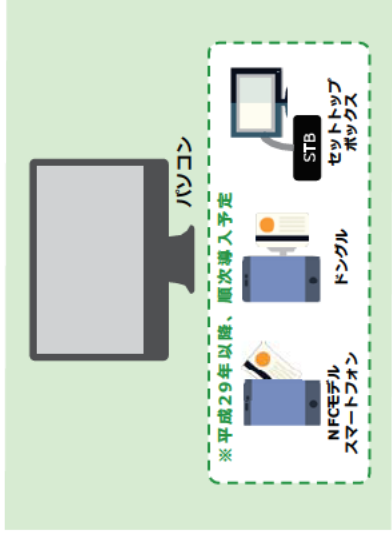
- ICカードリーダーライターは、マイナンバーカードを読み取り、認証をするために必要となります。ICカードリーダーライターはパソコンに接続します。



3

パソコン

- パソコンは、マイナンバーカードを認証し、マイナポータルの閲覧や情報表示のために必要となります。



※正式名称は「個人番号カード」であり、利用者証明用電子証明書を搭載したものです。マイナンバーカード申請時に搭載を不要とされた場合には、お住まいの市役所等で搭載のお手続きをお願いします。

① 公的個人認証サービスによる本人認証

- 利用者が行う本人確認は、マイナンバーカードを用いた公的個人認証サービスを利用するため、より高い保証レベルでの本人確認が担保されています。

② 利用者フォルダ（アカウント）開設

- 新規アカウント開設時に利用者フォルダを開設する必要があります（1人につき1アカウントのみ）。利用者フォルダに必要情報を登録することで、マイナポータルが利用可能となります。また、登録済みの情報はアカウント情報変更メニューから変更することも可能です。

③ マイナポータルの利用開始

- 利用者フォルダ開設後は、ログイン後にトップメニューが表示されるようになり、各種サービスを利用できるようになります。